

# 高齢者虐待防止のための指針

- 1 サニープレイス彦根（利用者及び入居者）虐待防止に関する基本的な考え方  
虐待は、利用者尊厳の保持、利用者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めてたかく虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。  
特別養護老人ホームサニープレイス彦根（以下「施設」という。）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、利用者虐待防止に基づき虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2・虐待の定義

### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3・不適切ケアの定義

明らかな虐待ではないが、正しい方法でもない、「倫理的に問題のある行為」であり虐待につながる行為のこと。（種類は虐待に準ずる）

### 不適切ケアの特徴

- (1) 意図的なもの・悪意を持って行われる。
- (2) 無意識のもの・良かれと思って行っているが、結果的に利用者を傷つけてしまうもの。
- (3) 制度的なもの・施設の体制・人員不足などが原因で、意図せず発生してしまうもの。

## 虐待につながる不適切ケアを防ぐための対策

- ・職員研修：虐待防止・虐待につながる・グレーゾーンとなる不適切ケアに関する研修
- ・体制整備：職員配置基準の遵守・相談窓口の設置
- ・監視体制の強化：定期的な巡回
- ・利用者とのコミュニケーション：積極的に話を聞き、ニーズの把握。
- ・家族との連携：必要時の定期面談と情報共有
- ・不適切ケアに気づいた時はサニープレイス彦根相談用紙の活用。

### 3 委員会その他事業所内の組織に関する事項

施設では、虐待及び虐待と疑われる不適切ケア事案（以下「虐待等」という。）の発生  
の防止等に取り組むにあたってハラスメント根絶委員会（以下「委員会」という。）を設  
置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることと  
する。

#### (1) 設置の目的

虐待・虐待につながる不適切ケアやハラスメント事案の発生防止・早期発見  
虐待・虐待につながる不適切ケアが発生した場合の対応  
事実関係調査、聞き取り調査  
原因分析と再発防止策の策定

#### (2) 委員会の構成委員

委員会の委員長は、施設長より任命を受ける。副委員長は委員会で選出する。  
委員は、委員長、副委員長、施設長、各ユニット代表者  
（必要時フロアリーダー、ソーシャルワーカー、リーダー）

#### (3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により毎月1回開催する。  
虐待・虐待につながる、不適切ケア事案発生時、必要な際は、随時委員会を開催する。

#### (4) 委員会の審議事項

- ① 虐待・不適切ケアに対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止・虐待につながる不適切ケア防止のための指針、マニュアル等の整備に関  
すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること。
- ④ 虐待予防、不適切ケアの早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤ 虐待・虐待につながる不適切ケアが発生した場合の対応に関すること。
- ⑥ 虐待・虐待につながる不適切ケアの原因分析と再発防止策に関すること。

#### (5) 委員長は、あらゆる事案の担当者とする。

#### 4 利用者・入居者虐待の防止と虐待につながる不適切ケアの防止のための、職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止・不適切ケアの徹底を図る内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 全職員対象とした定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員対象とした研修の実施（資料と動画、グループワーク等含めた研修）
- (3) 委員会で対象者を選定した研修（必要な教育の実施・外部研修に参加）
- (4) 実施した研修内容に関する報告書を回収し課題の抽出、解決に向けた資料とする。

また、委員会の委員が参加した外部研修内容について、発表とそれを参考にした施設課題と対策に関する検討会の開催

- (5) 全職員対象の施設独自の虐待防止・不適切なケアに向けた、虐待の芽チェックリストアンケートを年2回配布回収し、虐待・虐待のクレゾーンとなる、不適切なケアの案件0件を目指した実行性ある対策の普及と実施。

#### 5 虐待・不適切なケアが発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待・不適切ケアが発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6 虐待・虐待に繋がるケア・不適切ケアが発生した場合の相談・報告体制

サニープレイス彦根相談用紙の設置。

- (1) 施設独自のハラスメント根絶に向けた相談用紙を作成し、投函箱を設置。  
投函された、相談用紙を管理者（施設長）が確認後ハラスメント委員会担当者（ハラスメント根絶委員会委員長）が委員会で投函内容について報告する。  
案件内容により、他職種連携、関係職員とも問題解決に努める。
- (2) 利用者、利用者家族、職員等から虐待等の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3（5）で定められた委員長とする。なお、虐待者が委員長の場合は、副委員長、施設長に相談する。
- (3) 虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4-) 施設で虐待等が発生した場合は、委員長に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (5) 事業所内における虐待等は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待等の早期発見に努めるとともに、委員会及び委員長は、職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (6) 事業所内において虐待等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

## **7 虐待・虐待につながる不適切ケアに係る苦情解決方法**

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を施設長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は、相談者にも報告する。

## **8 利用者等に対する指針の閲覧**

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

## **9 その他虐待防止の推進のために必要な事項**

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

### 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。